

過去1年間の救済業務委員会で委員からいただいた主なご意見等に対する取組み状況

<救済業務>

委員会	ご意見等の概要	取組み状況・今後の予定
令和4年度第1回救済業務委員会	「使用目的または使用方法が適正とは認められない。」との判定結果が出る可能性があることが、医療機関が救済制度を健康被害者に紹介することを躊躇する要因となっている。どういう事例がこの事例にあたるのかを医療機関に理解してもらい取り組みはないのか。	院内研修等の機会に当機構の職員が行っている講演(出前講座)やeラーニング講座において、医薬品の使用目的・方法が適正であったとは認められなかった事例等も示して制度の理解とともに医薬品の適正使用を促しているところ。今後も同様の事由で給付の対象外とされた具体的な事例等について積極的に情報発信を行ってまいりたい。
令和4年度第1回救済業務委員会	救済業務委員会の資料(副作用拠出金及び感染拠出金の収納状況に関する資料)において、一般拠出金の拠出金率などの関連情報を記載していただいたが、一般拠出金の算定に適用する「拠出金率」の法令上の上限についても記載してほしい。	令和4年度第2回救済業務委員会の資料より、一般拠出金の拠出金率に係る関連情報の記載において拠出金率の法令上の上限についての記載を追加した。
令和4年度第1回救済業務委員会	令和4年度の広報計画で、看護師の救済制度の認知度向上が挙げられているが、救済業務委員会の委員に看護師の職能団体の委員を入れたらどうか。	看護師の制度認知度は他の医療職種に比べてやや低い状況と理解しているが、制度周知の取組については、特定の職種をターゲットとするのではなく、今後も院内の事務職員も含めた医療従事者全体に向けて積極的に行っていくこととしている。看護師の職能団体からの委員委嘱については、必要に応じて今後検討することとしたい。
令和4年度第2回救済業務委員会	国立病院機構で行った取り組み(医療安全研修の講座に救済制度を加えてもらうこと。)については、国立・公立・私立の医学部附属病院は全て、全国医学部長病院長会議に属しているの、そこに周知をすべきではないか。	令和5年4月7日付で全国医学部長病院長会議宛「医薬品副作用被害救済制度の出前講座、eラーニング講座のご活用について(依頼)」の通知を発出し、eラーニング講座を活用いただくよう、各大学附属病院で医薬品の安全使用のための研修等を行うに際し、積極的に救済制度を研修テーマとして取り上げ、また、各会員への周知を依頼した。